

いじめ防止対策推進法	沖縄市いじめ問題専門委員会等条例	沖縄市いじめ重大事態の調査結果に係る調査等に関する要綱
<p><b>法 14 条</b> (いじめ問題対策推進連絡協議会) 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局及び地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p> <p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p>	<p><b>第2条</b> (設置) 沖縄市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) は、<b>法 第 14 条 第 3 項</b>及び<b>第 28 条 第 1 項</b>の規定により、沖縄市いじめ問題専門委員会 (以下「専門委員会」という。) を置く。</p> <p><b>第3条</b> (所掌事務) 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。 (1)いじめの防止等のための対策に関する審議 (2)<b>法 第 28 条 第 1 項</b>の規定による重大事態に係る調査</p> <p><b>第9条</b> (所掌事務) 調査委員会は、市長の諮問に応じ、<b>法 第 28 条 第 1 項</b>の規定による重大事態に係る調査の結果について必要な調査を行う。</p>	<p><b>第 1 条</b> (趣旨) この要綱は、<b>いじめ防止対策推進法</b> (以下「法」という。) <b>第 28 条 第 1 項</b>の規定により、沖縄市教育委員会が実施した重大事態の調査結果に係る調査等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><b>第 28 条</b> (学校の設置者又はその設置する学校による対処) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態 (以下「重大事態」という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>	<p><b>第2条</b> (設置) 沖縄市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) は、<b>法 第 14 条 第 3 項</b>及び<b>第 28 条 第 1 項</b>の規定により、沖縄市いじめ問題専門委員会 (以下「専門委員会」という。) を置く。</p> <p><b>第3条</b> (所掌事務) 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。 (1)いじめの防止等のための対策に関する審議 (2)<b>法 第 28 条 第 1 項</b>の規定による重大事態に係る調査</p> <p><b>第9条</b> (所掌事務) 調査委員会は、市長の諮問に応じ、<b>法 第 28 条 第 1 項</b>の規定による重大事態に係る調査の結果について必要な調査を行う。</p>	<p><b>第2条</b>(市長による調査等) <b>沖縄市いじめ問題専門委員会等条例 第 3 条 第 1 項 第 2 号</b>に基づき、<b>教育委員会が実施した調査結果について、市長は、教育委員会から送付された法 第 28 条 第 2 項</b>に基づき教育委員会がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に説明した経緯及び被害児童生徒・保護者の所見をまとめた文書並びに調査結果を踏まえ、<b>次のいずれかに掲げる事項について決定する。</b></p> <p>(1)<b>条例 第 9 条</b>の調査を行うこと。 (2)<b>条例 第 2 条</b>の沖縄市いじめ問題専門委員会における追加調査又は専門委員会委員を変更した上での調査の実施等について教育委員会に意見すること。</p> <p><b>(3)第 1 号及び第 2 号の事項を行わないこと。</b></p>
	<p><b>(今回の事案について)</b> <b>ただし、インターネット動画については、引き続き、中頭教育事務所に依頼し、削除に努めること</b></p>	<p><b>第4条</b> (重大事態の再調査に関する要件) 検討会議は、前条第 1 項の検討を行うに当たっては、次に掲げる要件を踏まえるものとする。</p> <p>(1)調査結果について被害児童生徒・保護者の疑義があること。 (2)調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明していること、又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていないこと。 (3)事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていないこと。 (4)教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていないこと。 (5)専門委員会委員の人选の公平性・中立性について疑義があること。 (6)その他市長が必要と認めること。</p>

